

## 福岡市国民健康保険二次性骨折予防事業業務委託仕様書

1 履行場所 福岡市保健医療局総務企画部保険医療課

2 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日

3 事業目的

脆弱性骨折後の骨粗鬆症未治療者及び骨粗鬆症治療中断者を対象に、二次性骨折予防のための医療機関への受療勧奨及び保健指導を実施し、骨折予防に関する知識の普及をはかり、適切な医療につなげることで、被保険者の健康の保持増進と医療費の適正化を図る。

4 対象者人数 約500人

5 業務内容

(1) 介入対象者の抽出

福岡市国民健康保険のレセプト分析を行い、介入の必要がある脆弱性骨折後の骨粗鬆症未治療者及び骨粗鬆症治療中断者を抽出し、重症化リスク等により優先順位をつけ、受診勧奨及び保健指導対象者を約500人（以下「介入対象者」と言う）選定する。

この際、抽出過程がわかるよう選定条件や除外条件及び未治療者、中断者それぞれの人数等をフロー図等にまとめ、市に提出すること。抽出基準については、以下の抽出条件を基本とし、その他の追加や除外条件については、受託者の提案をもとに市と協議の場を設けた上で決定する。

**【抽出条件】**

①～④に該当する人

①福岡市国民健康保険被保険者

②過去5年間において脆弱性骨折の既往があった人

③脆弱性骨折治療後、骨粗鬆症の傷病名が確認できない人（未治療者）または脆弱性骨折治療後、骨粗鬆症の傷病名及び治療薬の処方があった人のうち、直近に治療が確認できない人（治療中断者）

④65歳～74歳の前期高齢者。ただし、女性は50歳以上。

※②③の脆弱性骨折の部位及び治療中断期間については、事業者の提案に基づき市と協議する。

(2) 受診勧奨通知の作成・送付

- ・介入対象者約500人へ、受診勧奨通知を作成し、郵送する。
- ・案内の規格は任意とするが、骨粗鬆症及び骨折予防のための生活習慣や受診勧奨に関する内容を含めたものとし、年齢や骨折部位等によって、資材の内容を工夫すること。また、誤送付防止を十分考慮して作成すること。なお、郵送費は委託料に含む。
- ・送付物見本を10部、市に提供すること。
- ・レセプトデータ及び健診結果、リスク要因、要介護度等を含む介入対象者リストを市に提出すること。なお、このリストには、抽出条件に該当するものの、優先度が低く介入対象外になった人についてもリストに含むこと。

(3) 通知送付者からの問い合わせ対応

専用の問い合わせ窓口を設置すること。

(4) 保健指導プログラムの作成

保健指導対象者に提供するための保健指導全体を記したプログラムを作成する。  
プログラムには以下の内容を含めること。骨粗鬆症の予防と治療ガイドラインに十分留意すること。

- ①骨粗鬆症や骨折に関する理解を促す。
- ②骨粗鬆症を予防するための生活習慣（栄養や運動など）について啓発する。
- ③骨折治療後の受診状況を確認の上、骨粗鬆症の定期受診がない場合受診勧奨を行う。
- ④必要時、市が実施している通いの場や栄養相談等社会資源の情報提供を行い、参加を促す。

保健指導時に、医療機関未受診理由について可能な限り確認すること。

#### (5) 保健指導の実施

拒否した人を除いて、(4) の保健指導プログラムに沿って対象者全員に受診勧奨及び栄養・運動・転倒予防のための環境整備等保健指導を行う。また、拒否した人を除いて、電話等による継続フォローを行う。

なお、保健指導の方法は、電話を主として、事業者の提案による。下記保健指導見込み数量は目標値であり、数値は上限ではない。

##### 【保健指導見込み数】

項目	予定数量	単位	備考
初回指導（電話等）	350	件	対象者の7割
継続指導（電話）	140	件	初回指導実施者の4割

#### (6) 対象者ごとの報告書の提出

- ・保健指導の進捗状況や実施結果に係る報告書及び受診勧奨通知発送後の骨粗鬆症の受診状況を記載した保健指導対象者リストを作成し、月次報告として提出すること。
- ・対象者ごとに保健指導の実施報告書を作成し、提出すること。
- ・報告を要する事案が発生した場合には、随時当該事案について報告書を提出すること。
- ・記載する内容、様式及び提出時期については、(4) プログラム作成時に市と協議して決定すること

#### (7) 評価及び報告書の提出

- ・令和8年度の受診勧奨及び保健指導等事業の効果分析及び評価を実施し、報告する。性・年代・骨折部位・リスクの有無ごとの保健指導実施率や受診状況等を含むものとする。また、単年度評価に加え、3か年を通じた効果検証を行う予定とする。
- ・上記の効果分析とは別に、市が令和7年度に実施した対象者について、受診勧奨及び保健指導実施後の医療機関受診状況についてレセプトから確認、分析を行うこと。なお、令和7年度の事業対象者及び保健指導の実施・未実施対象者名簿等のデータは市から提供する。
- ・効果分析の項目・内容については、受託者が提案した内容をもとに、市と協議して決定すること。

#### (8) 業務に関する打合せの実施及び報告

月1回程度、業務に関する打合せを実施し、進捗状況を報告する。また、適宜保健指導実施担当者も交えて打合せの場を設けること。打合せにおける協議事項については、議事概要について適宜書面により報告すること。

### 6 業務体制

#### (1) 人員配置等

本委託業務を適正に遂行できる人員を配置すること。二次性骨折予防事業の経験を有す

る者を配置し、直接又は保健指導従事者等を指揮監督して業務遂行にあたるなど、専門性を保持した体制とするよう努めなければならない。

(2) 保健指導実施者

保健指導実施者は保健師、看護師、管理栄養士等の資格を有した者であることとし、保健指導の質を確保するために、常に専門技術及び知識の向上に努めなければならない。保健指導実施者について、資格の種類や実務経験等を記載した名簿と資格を証明する書類を提出すること。

7 契約締結後のスケジュール（予定）

令和8年4月～5月	データの提供
令和8年6月～7月	対象者の抽出
令和8年7月～8月	対象者の確定、受診勧奨通知の送付
令和8年8月～12月	受診勧奨及び保健指導実施 受診勧奨通知発送後のレセプト確認と月次報告書の提出
令和9年2月～3月	事業評価の実施及び事業報告書の提出

8 提供データ

データの概要	帳票名
医科・調剤・DPC のレセ電コード情報ファイル 過去数年間の診療分（令和3年度以降のデータ 提供可能） (件数見込) 医科 約235,000件／1カ月 調剤 約158,000件／1カ月 ※診療月の翌々月7日までに提供する。	医科：21_RECODEINFO_MED.CSV 調剤：24_RECODEINFO_PHA.CSV DPC：22_RECODEINFO_DPC.CSV
特定健診結果ファイル 過去数年間健診データ (件数見込) 約50,000件／年 ※健診実施月の翌月20日までに提供する。	エクセルファイル
KDB システム介入支援対象者一覧（要介護者） (件数見込) 約124,189件／年	CSV データ
令和7年度事業対象者及び保健指導実績リスト	エクセルファイル

※上記の他、必要なデータについては、別途、市と協議の上、提供する。

※また、本委託業務では個人情報を取り扱うことから、LGWAN、セキュリティ便等セキュリティが確保された方法で受け渡しを行うこととし、データの受け渡しにかかる費用は受託者が負担すること（下記の外部サービスの利用の要件を満たさない場合に要する費用を含む）

なお、本委託業務を履行するにあたり利用する外部サービス（クラウドサービスその他の事業者等の府外組織が一般向けの情報システムの一部または全部の機能を提供するサービスのこと）については、市が求める必要書類を提出の上、各要件を満たすこと。

9 一括再委託等の禁止

受注者は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。  
業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

10 その他

(1) 本委託業務の履行にあたっては、福岡市と十分協議すること。

- (2) 本委託業務を行うにあたって、仕様書に定めのない事項またはこの業務に関して疑義が生じた場合は市と協議の上、決定すること。
- (3) 受注者は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- (4) 個人情報及び情報資産の取扱いについては、別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を遵守すること。ただし、本業務の履行成績が優良であった場合は、3年を上限に契約相手方との特命随意契約を行う。その場合に限り、仕様書「5(7)評価及び報告書の提出」における令和8年度～10年度の3か年を通じた効果検証を実施するにあたり必要な個人情報及び情報資産は、受託者に保持させるものとする。

## 別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」

### 1 基本的事項

受託者は、この契約に基づき委託された業務（以下「委託業務」という。）を実施するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、福岡市情報セキュリティに関する規則（平成23年福岡市規則第51号）及び情報セキュリティ共通実施手順その他関係法令を遵守し、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。

特に個人情報については、法第66条第2項において、受託者に行政機関等と同様の安全管理措置が義務付けられていることから、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

### 2 定義

#### (1) 個人情報

法第2条第1項に規定する個人情報をいう。

#### (2) 情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（OAソフトウェアで取扱われるファイルを含む）並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書

#### (3) 機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

#### (4) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

#### (5) 可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

### 3 秘密保持

受託者は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### 4 従業者の監督等

受託者は、その従業者に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- ・委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること。
- ・個人情報を正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、法に規定する罰則が適

用される場合があること。

- ・上記の各事項は、委託業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。
- ・従業者情報資産へのアクセス権限は、担当業務の内容に応じた最小限の権限に限定するとともに、取扱う情報資産の重要度に応じて複数人による確認の実施等を行うこと。

## 5 作業場所の制限

受託者は、定められた履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱ってはならない。ただし、福岡市（以下「市」という。）の書面による承認があるときは、この限りではない。

## 6 収集に関する制限

受託者は、委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

## 7 使用及び提供に関する制限

受託者は、委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りではない。

## 8 安全確保の措置

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、市が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

## 9 複写、複製又は加工の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、市の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

## 10 再委託の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りでない。なお、市の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

## 11 委託業務終了時の返還、廃棄等

受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る個人情報及び情報資産を、市の指示に従い、市に返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等をしなければならない。なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

## 12 報告及び監査・検査の実施

市は、受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

### 13 事故等発生時の報告

受託者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

### 14 事故等発生時の公表

市は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

### 15 契約の解除及び損害の賠償

市は、受託者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。この場合において、受託者に損害を生じることがあっても、市はその責めを負わないものとする。